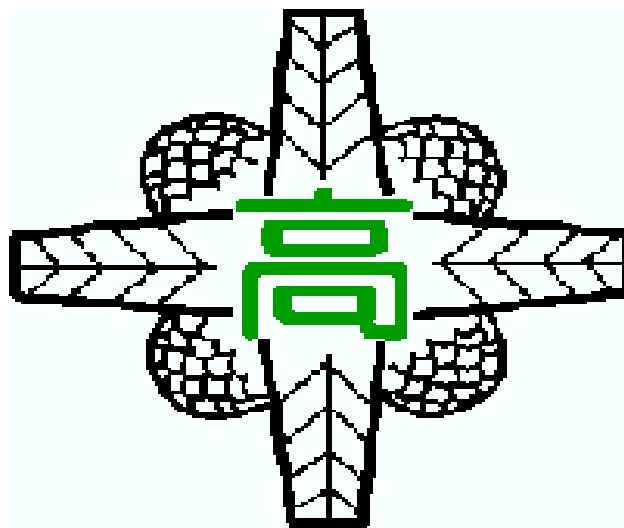


校 訓

希 友 努
望 情 力



校 章 の 由 来

現在の校章は、1949 年当時の在校生を対象に募集され、第2回卒業生の杉野圭子さんの作品が採用されました。

中心の「高」に重なる十字の松の葉は東西南北に広がる心理を表わし、その間を飾る松の実は将来性あるもの、次代を担うはつらつたる若者の姿を象徴している。

沿 革

大正 8. 3. 1	島田町外3か村学校組合立島田実科高等女学校設立許可
10. 11. 16	静岡県立島田高等女学校と校名変更
昭和 9. 9. 1	静岡県立島田高等女学校、生徒定員400人
10. 5. 7	島田町稲荷島に移転
23. 4. 1	静岡県立島田高等学校、生徒定員600人、併設中学第3学年3学級
27. 10. 11	校歌制定
42. 4. 1	金谷分校を県立金谷高等学校として独立
43. 3. 25	格技場竣工
45. 4. 23	新校舎管理棟竣工
47. 2. 1	新校舎第2棟竣工
54. 3. 30	学校敷地(固有農地 12.612 m ²)買収
54. 9. 14	新体育館竣工
56. 1. 24	図書館竣工
56. 7. 30	プール改設
56. 10. 31	運動場夜間照明施設竣工
58. 6. 11	校訓制定、校訓碑建立
61. 3. 26	自転車置場(鉄骨2階建)新設
平成元. 3. 18	生活館兼同窓会館「修己館」落成
23. 2. 28	昇降所棟耐震補強工事完成
24. 2. 17	第1棟・第2棟教室・部室改修工事完成
24. 3. 15	第2体育館改築・格技場耐震補強工事完成
28. 3. 11	校舎外壁改修、武道場屋根改修工事完成
30. 10. 21	創立100周年記念式典挙行
31. 2. 28	創立100周年記念タイムカプセル埋設

島田高等学校生徒会憲章

島田高等学校生徒は、その総意により、島田高等学校生徒会を組織し、生徒相互の協力と、校長ならびに教職員の適切な指導とによって民主的な明るい学校生活の実現と、良き社会人としての素養を養成する目的をもって島田高等学校生徒会憲章を制定する。本憲章は、われら生徒の自主的諸活動の基本であり、各人は、その権利を公明正大に行使し、その義務を誠実に果たさなければならない。

第Ⅰ章 総 則

- 第 1 条 本会は島田高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は島田高等学校生徒で組織する。
- 第 3 条 本会は組織として次の機関をおく。
- 生徒総会
 - 生徒集会
 - 生徒会本部
 - 代表委員会
 - 常任委員会
 - 特別委員会
 - ホームルーム
 - 部活動
- 第 4 条 本会の生徒活動に関する指導の最高責任者は校長であり、決定事項はすべて校長の承認を必要とする。
- 第 5 条 本会は本校職員を顧問とする。
- 第 6 条 本会は次の役員をおく。
- 生徒会会長 1 名
 - 生徒会副会長 1～2 名
 - 生徒会書記・記録・会計・広報・庶務
- 第 7 条 会長は生徒会を代表し、その会務を統括する。
- 第 8 条 会長の権限は次の通りとする。
- 1 生徒会役員の指名
 - 2 各常任委員長の承認ならびに臨時委員長の指名
 - 3 生徒総会・生徒集会・代表委員会の招集
- 第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 10 条 書記は生徒総会・生徒集会・代表委員会の議事録を作成し、記録はその他の書類の作成保管を行う。会計は会計の収支業務および予算・決算書の作成を行う。広報は生徒会活動の広報活動等を行う。

第2章 生徒総会

- 第11条 生徒総会は生徒全員で組織する。
- 第12条 生徒総会は生徒会の最高決議機関である。
- 第13条 生徒総会は原則として半年に1回開くものとする。ただし次の場合には臨時総会を開くことができる。
- 1 生徒の3分の1以上の要求があったとき
 - 2 代表委員会が必要と認めたとき
 - 3 生徒会会長が必要と認めたとき
 - 4 校長が必要と認めたとき
- 第14条 生徒総会は会員3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の3分の2以上でこれを決定する。
- 第15条 生徒総会の正副議長は生徒会会長が指名し、生徒総会の承認を必要とする。
- 第16条 校長ならびに顧問は生徒総会に出席し、参考意見を述べることができる。

第3章 代表委員会

- 第17条 代表委員会は生徒総会に次ぐ代行決議機関である。
- 第18条 代表委員会は生徒会役員および各代表委員で組織・構成する。議長は代表委員の互選によって決定する。
- 第19条 代表委員会は次の事項を決議する。
- 1 ホームルーム会および生徒会役員より提出された事項
 - 2 臨時生徒総会の開催
 - 3 臨時委員会の設置
 - 4 教職員より提出された事項
 - 5 その他必要と認めた事項
- 第20条 代表委員会は、必要に応じて代表委員会議長または生徒会会長の招集により開くことができる。
- 第21条 代表委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第22条 代表委員会の議事は出席委員の過半数以上でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第23条 代表委員会は常に公開する。
- 第24条 常任委員長および各部活動部長は、代表委員会が答弁を求めるときは、これに答へなければならない。
- 第25条 校長ならびに顧問は代表委員会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 第26条 生徒会本部役員は発言権をもつが議決権はない。

第4章 ホームルーム会

- 第27条 ホームルーム会は、ホームルーム全員で組織する。
- 第28条 ホームルーム会は相互の親睦をはかり、会員より提出された問題について討議する。
- 第29条 ホームルーム会は、代表委員2名を選出する。
- 第30条 代表委員はホームルーム会の協議事項を代表委員会に提出する。
- 第31条 ホームルーム会は HR 活動や放課後等に必要に応じて開く。

第5章 常任委員会

- 第32条 常任委員会は代表委員会の決議と生徒会本部の方針にしたがって活動する。
- 第33条 常任委員会委員長は常任委員の互選によって決定する。
- 第34条
- 1 常任委員会は次の通りとする。

図書委員会 選挙管理・ボランティア委員会
交通委員会 体育委員会 保健委員会
応援委員会 美化委員会
 - 2 常任委員会の各委員は主に次の事項を取り扱う。

選挙管理・ボランティア委員会 選挙に関する業務にあたる。なお、選挙に関する細則は委員会規定をもって別に定める。また、各種ボランティア活動を企画運営。

体育委員会 体育大会・球技大会等の体育的な行事の企画運営。

保健委員会 保健衛生に関する事項。

美化委員会 校内・HR の美化、整理・整頓等。

図書委員会 図書に関する調査及び図書館の運営事務。

交通委員会 交通指導と安全意識の高揚。

応援委員会 応援指導と部活動の応援。
 - 3 特別委員会は必要に応じてこれを設ける。特別委員会とは生徒会誌編集委員会、文化祭実行委員会等である。

第6章 部 活 動

- 第35条 部活動は校長が定める「部活動の基本方針」に則って運営される。
- 第36条 部活動長(部長)は各部活動を代表する。
- 第37条 部活動の新設、休止及び廃止は代表委員会の決議と生徒会の承認を得なければならない。
- 1 新 設 新設を希望する場合は6名以上の希望者を必要とし、1名以上の顧問の候補者の同意を得て1月末日までに生徒課に申請する。

- 2 休 止 年度当初の部活動本登録終了時点で部員数が5名以下となった状態が、2年連続した場合は、休部とし活動を停止する。
休部となっても、9月の時点で6名以上の部員を確保できれば活動を再開できる。
- 3 廃 止 休部の状態が2年続いた場合は、廃部を検討する。
- 4 適用免除 校長が学校運営上必要と認めたときは、上記2又は3に該当する活動に対して、この規定の適用を免除することができる。

第38条 部活動は文化部活動、運動部活動別に各部活動長（部長）の互選により、それぞれ1名ずつの代表を選出する。

第7章 選挙および任命

- 第39条 生徒会正副会長の選挙、本部役員の任期、構成、解任、解散の要求等については別に規約を定める。
- 第40条 代表委員、常任委員長、部活動代表に欠員が生じた場合、補充選挙及び補充指名を行い、それぞれ前任の残任期間在任する。
- 第41条 代表委員、常任委員長の任期は原則として、半年とし、次期委員が選出されるまでその任務にあたる。
- 第42条 生徒会役員、各種常任委員長は生徒会憲章の規定に基づき校長がこれを任命する。
- 第43条 常任委員長の任期。
前期……4月から9月
後期……10月から3月
- 第44条 生徒会役員および常任委員長の解任要求は、会員の5分の1以上の署名申請書が提出されたとき成立し、会員の記名投票により3分の2以上の賛成があった場合効力を発する。

第8章 会 計

- 第45条 本会の会計は会費、収益および寄付による。
- 第46条 会員の会費の保管および出納処理は教職員に委託する。
- 第47条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
- 第48条 本会の予算は、正副会長、本部会計、文化・体育部活動代表、文化・体育部活動顧問等の協議を経たうえで、生徒会本部が立案する。
- 第49条 本会の予算は総会で決定する。
- 第50条 総会で囑託する生徒・教職員各2名が年1回会計の監査を行う。
- 第51条 本会の決算報告は原則として生徒総会で行う。

第9章 付 則

第52条 本憲章の改正には代表委員会で審議のうえ、生徒総会で3分の2以上の賛成による承認をえなければならない。

第53条 本憲章は平成17年4月1日より効力を発する。

昭和46年 3月18日改定、施行

昭和68年 4月 1日改定、施行

平成17年 4月 1日改定、施行

平成18年 4月 1日改定、施行

平成21年 4月 1日改定、施行

令和 4年 4月 1日改定、施行

令和 8年10月 1日改定、施行

生徒会正副会長選挙規約

第1章 総 則

- 第 1 条 (目的) 本会は生徒会正副会長選挙を選挙人の自由意志により、公明かつ適正に行うためにこの規約を定める。
- 第 2 条 (管轄) 本選挙は選挙管理・ボランティア委員会の管轄のもとに行われる。

第2章 選挙管理・ボランティア委員会

- 第 3 条 (任務) 選挙管理・ボランティア委員会は本規約の目的達成のために万全を期すると共に、選挙施行に関する詳細を本会全会員に周知させ、選挙違反、棄権の防止に努めなければならない。
- 第 4 条 (構成) 選挙管理・ボランティア委員会は各ホームルームより1名ずつ選出される委員から構成され、委員長は委員より互選される。
- 第 5 条 選挙管理・ボランティア委員の任期は前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から3月31日までとする。
- 第 6 条 選挙管理・ボランティア委員は立候補者の勧誘をしてはならない。
- 第 7 条 選挙管理・ボランティア委員は一切の選挙運動をしてはならない。

第3章 選挙権および被選挙権

- 第 8 条 本会全会員は選挙権を有する。但し、3年生は前期生徒会正副会長選挙においては、選挙権を失う。また、選挙当日欠席した選挙人は原則として投票はできない。
- 第 9 条 本会全会員は被選挙権を有する。但し、3年生は前期生徒会正副会長選挙においては、被選挙権を失う。また、選挙管理・ボランティア委員は被選挙権を施行する場合、その職務を辞さなければならない。
- 第10条 選挙管理・ボランティア委員会は、選挙人名簿を作成し有権者数を発表する。

第4章 選挙期間及び任期

- 第11条 前期生徒会正副会長選挙は2月に行い、4月に任命する。後期生徒会正副会長は9月に行い、10月に任命する。
- 第12条 生徒会本部役員の任期は半年とし、前期は4月、後期は10月に任命されるものとする。生徒会本部役員は、留任はできるが原則として兼任はできない。
- 第13条 生徒会本部役員に欠員が生じた場合、原則として補充選挙を行い、それぞれ前任者の残任期間在任する。また補充選出の方法は第6章及び生徒会憲章の規定に従う。

- 第14条① 公示後5日登校日の間に正副会長の立候補を受けつける。立候補者が正副会長共に定員数と同数あるいはそれを上回る場合は、立候補締切後5登校日以上選挙運動期間を設け、信任投票もしくは決選投票を行う。これ以外の場合は、締切後5登校日以内に候補者を決定し、その後5登校日以上選挙運動期間を設けた上で、全体選挙を行う。
- ② 自主立候補者がいない場合は、会長の候補者は第17条第3項に副会長の候補者は第18条第3項に定めるところによる。

第5章 自主立候補

- 第15条 立候補の届出は届出責任者1名と共に、選挙管理・ボランティア委員会に届出なければならない。
- 第16条 立候補の届出期間は選挙管理・ボランティア委員会の指示に従う。届出は選挙管理・ボランティア委員会所定の書式に従い、学年、組、氏名を明記する。

第6章 選挙方法（正副会長選出方法）

- 第17条 会長選挙方法は次の通りに行われねばならない。
- ①自主立候補者1名るとき
信任投票により過半数を得た者を会長とする。過半数を得ることができない場合は、再び立候補者をつのり選挙する。但し、信任されなかった場合、その候補者は会長に関する被選挙権を失う。
 - ②自主立候補者2名以上るとき
投票を行い有効投票数の過半数を得た者を会長とする。過半数を得ることができなかった場合は、上位2名による決選投票を行う。
 - ③自主立候補のいないとき
第2学年より1～2名選出し、1名の場合は信任投票を、2名の場合は決選投票を行う。選出方法については選挙管理・ボランティア委員会が定める。
- 第18条 副会長選挙方法は次の通りに行われねばならない。
- ①(イ)自主立候補者が1名るとき
信任投票を行い過半数を得た者を副会長とする。
(ロ)自主立候補者が2名るとき
それぞれ信任投票を行い過半数を得た者を副会長とする。
(イ)(ロ)において信任されない場合は第17条第1項に準ずる。
 - ②自主立候補者が3名以上るとき
投票を行い上位2名を副会長とする。
 - ③自主立候補者のないとき
第1、第2学年より1～2名を選出し投票を行い、上位2名を副会長とする。

各学年からの選出方法は選挙管理・ボランティア委員会が定める。

- 第 19 条 選挙運動は立候補届出の次の登校日から（自主立候補者がいない場合は第 17 条第 3 項または第 18 条第 3 項により各学年から選出された次の登校日から）投票日前日までとする。
- 第 20 条 選挙運動を行う者は選挙管理・ボランティア委員会に届出た運動員及び候補者に限る。
- 第 21 条 選挙運動に際し、諸活動の妨げになるような運動はしてはならない。特定候補者が公的宣伝機関を独占したり、または公的特権を利用することはできない。
- 第 22 条 運動のために使用する文書、図画（ポスター、立札、ビラ、看板等）の掲示場所、放送使用は選挙管理・ボランティア委員会の指示に従う。
- 第 23 条 選挙管理・ボランティア委員会は候補者の立会演説会を必ず開き、本会全会員はこれに出席しなければならない。
- 第 24 条 立会演説会には立候補者の演説の他に応援演説も行う。また、質疑応答を行うことができる。
- 第 25 条 立会演説会の日時、場所、演説時間、演説順序は選挙管理・ボランティア委員会が定める。
- 第 26 条 選挙運動の妨害はこれを一切行うことができない。
- 第 27 条 選挙運動は本規定約及び、本規約に基づき選挙管理・ボランティア委員会が設けた諸規定の範囲内において行う。

第 7 章 投票

- 第 28 条 投票は 1 人 1 票とし、本人が行い単記無記名とする。信任投票は、各候補者ごとに行う。
- 第 29 条 投票は選挙管理・ボランティア委員会の定めた日時、場所で行う。
- 第 30 条 投票の時、選挙管理・ボランティア委員会によって選挙違反をしたと認められた者は、投票権を失うことがある。
- 第 31 条 選挙管理・ボランティア委員会が認めた場所に限り不在者投票が認められる。
- 第 32 条 不在者投票の方法については、選挙管理・ボランティア委員会の定めるところによる。

第 8 章 開票

- 第 33 条 開票は、選挙管理・ボランティア委員会がこれを行う。また、開票の時、候補者及び生徒はこれを傍らで見ることができる。
- 第 34 条 次の場合はその投票を無効にする。
- ①選挙管理・ボランティア委員会の指定した投票用紙を用いない場合
 - ②候補者の指名以外を記載した場合 但し、HR、敬称の類はこの限りではない。

③白紙投票をした場合

④その他選挙管理・ボランティア委員会が無効と認めた場合

第 35 条 有効投票数が全有権者数の 2 分の 1 以下の場合、その選挙を無効とする。

第 36 条 開票の結果は選挙管理・ボランティア委員長が署名し、掲示して本会全会員に報告しなければならない。

第 9 章 選挙違反の申し立てとその処理

第 37 条 選挙違反の申し立ては、選挙管理・ボランティア委員会に対して投票の日より2登校日以内に行わなければならない。

第 38 条 選挙管理・ボランティア委員会は、選挙違反の申し立て事項を調査検討してこれ进行处理する。

第 10 章 生徒会本部役員構成

第 39 条 (構成) 生徒会本部役員は生徒会憲章により、次のように構成される。

会長 1 名、副会長 1～2 名、書記・記録・会計・広報 数名、各常任委員長

第 40 条 生徒会本部役員の選出は以下による。

①選挙によって選ばれた会長、副会長は生徒会書記・記録・会計・広報を 2 週間以内に指名しなければならない。

②各常任委員長は第 1 回常任委員会において互選により選出する。

第 11 章 解任、解散要求

第 41 条 生徒会本部役員の解任要求は、全有権者の 5 分の 1 以上の署名を選挙管理・ボランティア委員会に提出することによって成立する。この場合、生徒総会を開き、解任は全有権者の記名投票により 3 分の 2 以上の賛成により成立する。

第 42 条 生徒会本部が解散要求され、それが成立した場合生徒会本部は解散する。なお、解散要求の提出方法及び成立については第 41 条に準ずる。

第 43 条 解任、解散が成立した場合

①会長、副会長の場合、第 6 章に準じ補充選挙を行う。

②書記・記録・会計・広報の場合、会長が補充指名を行う。

③常任委員長は各常任委員会において、補充選出をする。

第 12 章 付 則

第 44 条 本規約は生徒総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成により、改正される。

第 45 条 本規約は平成 18 年 2 月 1 日から効力を発する。

昭和 46 年 3 月 18 日一部改定、施行

平成元年 2 月 1 日一部改定、施行

平成17年 2月 1日一部改定、施行
平成18年 2月 1日一部改定、施行
令和 4年 4月 1日一部改定、施行
令和 8年 10月 1日一部改定、施行

学校生活のしるべ

秩序ある学校生活を維持するため、共同生活の原則として「学校生活のしるべ」を定める。

本校生徒は、生徒活動の組織と運営の基準を規定する生徒会憲章の裏付けとして、このしるべを誠実に守り、学習・部活動・校内美化等にも自主的に取り組み、礼儀正しい言葉づかいや挨拶を励行して豊かな人間関係を培い、日々友と切磋琢磨し、はつらつとした校風の発揚に努めよう。

1 時間

ア 始業時間（8時30分）に遅れないように登校し、始業時刻より帰りのホームルーム活動までの時間は校外に出てはいけない。ただし、用事のある者はホームルーム担任の許可を得て外出すること。

イ 放課後は、用事のない者は速やかに帰宅する。定められた下校時刻以後校内に残る場合は、担当職員の付添いを必要とする。

2 服装・所持品

ア 服装は常に質素清潔を心掛ける。

イ 通学時には、身分証明書を携帯する。

ウ 通学には制服、靴を着用し、校章は決められた方法でつける。ただし、やむをえない事情で他の服装をするときは、「異装許可願」に記入し、ホームルーム担任および生徒課の職員の許可を受ける。

エ 制服

男子 冬服 黒の学生服（日被連標準マーク入り、襟のカラーはレギュラー、埋め込み型とも可、襟の右側に校章、左側に学年章をつける）、黒ズボン、白ワイシャツ（校章シールのついたもの）

夏服 白半袖ワイシャツ（校章シールのついたもの）、指定ポロシャツ、黒ズボン

女子 冬服 所定のブラウス、スカート、スラックス、ジャケット（左胸上の右側に校章、左側に学年章をつける）

夏服 所定のブラウス、指定ポロシャツ、スカート、スラックス

靴下 華美ではないもの（ルーズソックス、レッグウォーマーは禁止）

オ 靴 革靴もしくは運動靴

カ 防寒具等

セーター・カーディガン 冬期に華美ではない無地のセーターやカーディガンを上着の中に着用してもよい。

マフラー・手袋 （厳冬期に）マフラーや手袋を着用してもよい。ただし、教室内では着用しない。

防寒コート （厳冬期に）華美ではない防寒コートを着用してもよい。ただし、教室内では着用しない。

キ 更衣

更衣は原則として6月1日、10月1日とするが、気候や各自の体調に合わせて行うものとする。ただし、6月～9月の式典時（1学期終業式、2学期始業式など）には夏服、10月～5月の式典時（2学期終業式、3学期始業式、3学期終業式、卒業式、入学式など）には冬服を着用すること。

ク 頭髪

男女とも整髪にこころがける。

脱色、染色、付け毛、パーマ等の加工は禁止する。

ケ 装飾品

ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は禁止する。

コ 靴等には自分の氏名が分かるように記名する。

サ スマートフォン・携帯電話は始業から終業までは電源を切り、鞆に入れておく。

3 部活動

部活動への加入は全学年任意とする。登録した部活動で3年間継続して活動することが望ましいが、やむを得ず登録した部活動を退部、変更する場合は、所定の手続きを行うこと。

4 諸願・届

ア 休学願・転学願・退学願・復学願・住所変更届は所定の様式に従い、保護者よりホームルーム担任を通じて校長に提出する。

イ 遅刻・欠席・早退（事前に分かっているとき）をするときは、原則として保護者が始業前にその旨を学校に連絡する。※8時30分以降に登校した場合は遅刻、帰りのHR終了前に下校した場合は早退とする。

ウ 遅刻したときは、職員室で手続きを行う。

エ 生徒または家族が感染症にかかったときは、学校の定める対応方針に従うこと。

オ 忌引の場合は、その旨をホームルーム担任に届け出る。忌引の期間は、次の通りとする。

1親等（父母）	7日以内
2親等（祖父母、兄弟姉妹）	3日以内
3親等（曾祖父母、伯叔父母）	1日以内
父母の年忌等の斎日	1日以内

カ 海外旅行、祭典等への参加は、所定の様式により願いを出して許可を得ること。また、学割を希望するときは、所定の手続きを行うこと。

5 外出

ア 夜間外出は慎むこと。県条例では、午後11時から翌朝の4時までの深夜の外出は禁止されている。

イ 不健全な飲食店、遊戯場等への出入りは禁止する。

6 アルバイト

原則として認めない。ただし、経済的な理由および教育上適切であると認める業務（年末年始の「ゆうメイト」、選挙事務、巫女など）については協議の上認める場合もある。

7 賞 罰

善行あるいは部活動・研究活動等の好成績の者については、これを表彰する。また、高校生として品位を傷つける行為のあった者に対しては、特別な指導を行う。

8 長期休業中の規則

別に配布する長期休業中の「生活心得」を合わせ守ること。

9 政治的活動

選挙運動や政治的活動について以下を禁止する。

ア 校内

- (ア) 学校の教育活動（授業・生徒会活動・部活動等）の場を利用した活動
- (イ) 教育活動以外の場において、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障を生じさせる活動

イ 校外

- (ア) 違法・暴力的な活動
- (イ) 学業や生活に支障を生じさせる活動

通学時の心得

- 1 通学の途上では、交通ルール・交通道德を守り、安全に心がける。
- 2 原付自転車・自動二輪車・乗用車の運転免許取得、車両購入は禁止する。取らない・乗らない・買わないの「三ない運動」を遵守する。
- 3 ア 交通事故にあった場合、相手の氏名・住所・電話番号・車のナンバー等を必ず確認するとともに、110番、119番への連絡等必要な措置をとる。また、速やかにホームルーム担任に申し出て交通事故報告書を提出する。
イ 交通ルールに違反するなどして指導を受けた場合には、速やかにホームルーム担任に申し出て、所定の手続きを行うこと。
- 4 自転車で通学する生徒は、自転車通学許可を受け、自転車通学許可証（ステッカー）を、後部よりの泥よけなどに貼り付ける。ただし、次の事項を守らない場合には自転車通学許可の取り消し等の指導を行うことがある。
ア ヘルメットを所持していること（自転車乗車時はヘルメットの着用が望ましい）。
イ 交通ルール、マナーを遵守すること。
ウ HR ごとに決められた駐輪場所に整頓して駐輪し、必ず施錠すること。
エ 保険に加入していること。
オ 盗難・事故等でやむを得ず無届の自転車で登校する場合には、必ずホームルーム担任に申し出る。
カ 電車通学者で最寄りの駅まで自転車を利用する者も許可を受ける。
オ 通学する自転車を替える生徒は、新たに自転車通学許可を受ける。

図書館の利用について

◇開館

◆開館日

原則として授業のある日

(夏、冬、春季休業期間の開館日は別に定める)

◆開館時間

昼休み

放課後は清掃後から16:40まで

(夏、冬、春季休業期間の開館時間は別に定める)

◇利用方法

図書館は公共の学習の場である。「静粛」を旨とし、他人に迷惑を及ぼすような言動は慎むこと。館内は土足厳禁である。

◆館内閲覧

- 1 閲覧室の図書等は自由に閲覧できる。
- 2 閲覧は閲覧室で行うこと。(無断で館外へ持ち出してはならない)
- 3 図書等は丁寧に扱うこと。
- 4 書架から出し入れする場合は整頓に留意し、必ずもとの場所へ戻すこと。
- 5 授業及び自習等で図書館を利用する場合は、事前に係へ申し出ること。
- 6 書庫の図書等についても利用することができるので、係へ申し出ること。

◆館外貸出

- 1 貸出冊数は通常1人5冊以内とする。
- 2 HR 単位で借りるときは事前に係へ申し出ること。
- 3 貸出期間は通常14日以内とする。ただし、手続きの更新により継続することができる。なお、夏、冬の休業期間は別に定める。
- 4 図書等を汚損、または紛失した場合は現物での弁償を原則とする。
- 5 他人にまた貸しをしてはならない。
- 6 次の図書等は貸出さない。
・禁帯出図書 ・最新刊雑誌 ・新聞

地震発生時の行動

学校にいる時
<ul style="list-style-type: none"> ・校内の安全な場所に避難する。 ・通学時の安全が確認されしだい集団で下校する。交通機関利用者は学校に残る。 ・安否などに関する情報は、校内に掲示する。
登下校時
<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全を確認しながら帰宅する。 ・帰宅できない場合は、最寄りの避難地へ避難する。 ・学校の近くまで来ている場合は、学校へ避難する。
家にいる時
<ul style="list-style-type: none"> ・安全を確認し、自宅または避難地へ避難する。 ・自宅を離れ避難地などへ移る場合は、居場所が分かるように玄関などにメモを掲示しておく。 ・可能な場合は、安否などを学校へ連絡する。

南海トラフ地震への対応

状 況	南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始したとの「臨時」の情報が発表された場合				
	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を継続している(評価待ちの場合)		観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合		観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
	登校する		登校前	登校後	登校する
徒歩・自転車通学者(近距離)	原則として平常の活動を継続	下校の準備(必要に応じて開始)	原則として休校	指示に従って下校	指示に従って平常の活動を再開
バス・電車通学者(遠距離・帰宅困難者含む)				指示に従って下校 学校待機	

※1：南海トラフ沿いのプレート間の固着状態の変化を示唆する可能性がある現象。

荒天時（注意報・警報発令時）の対応

「NHK の気象情報」または「静岡気象台の HP」からの情報によって、居住地あるいは島田市に注意報・警報が発令された場合、以下のように対応して下さい。

情報		6時発令	11時までに解除	11時継続	登校後
注 意 報	大雨	安全に注意して登校、平常授業	平常授業	平常授業	状況により下校させる場合あり
	洪水	安全に注意して登校、平常授業	平常授業	平常授業	
	強風	安全に注意して登校、平常授業	平常授業	平常授業	
警 報	大雨	安全に注意して登校、平常授業	平常授業	平常授業	状況により下校させる場合あり
	洪水	安全に注意して登校、平常授業	平常授業	平常授業	
	津波	安全に注意して登校、平常授業	平常授業	平常授業	
	特別	自宅待機	解除後、安全に注意して登校、午後から授業	終日休校	安全を確認して下校
	暴風	自宅待機	解除後、安全に注意して登校、午後から授業	終日休校	
	大津波	自宅待機	解除後、安全に注意して登校、午後から授業	終日休校	
JR 運休		自宅待機	運転再開後、安全に注意して登校、午後から授業	終日休校	
警戒レベル4		該当生徒がおおむね20%以上の場合は自宅待機	該当生徒が大幅に減少の場合、午後から授業	終日休校	
		本校もしくは居住地発令の場合は自宅待機	本校および居住地解除の場合、午後から授業	本校継続の場合は終日休校	

避難時の注意事項

- ア) 海岸、川岸、橋の上、崖、また細い路地などの危険個所は避難経路に適さないので避ける。
- イ) 看板などの落下物から頭を守る。また、足元のガラス片などにも十分注意を払う。
- ウ) 日頃から万一の場合の対応を家族で話し合い、連絡体制を作っておく。
- エ) 避難のための行動のもとになる情報は、公共報道機関、JR 等の公共機関の出したものとし、デマ等に惑わされないよう、冷静に行動する。また、行動力のある高校生として、老人、幼児等弱い立場の人々の助けになることも考えて行動しよう。

災害共済給付の受けられる範囲

独立行政法人日本スポーツ振興センターは学校管理下の災害について負傷、疾病、障害または死亡のうち必要な給付を行う。

1 学校管理下とは、

ア 授業中、特別活動中 イ 課外指導中（部活動） ウ 休憩時間等

エ 登下校中（ただし、通常の経路、方法）

2 給付の基準

医療費の支給は、診療開始から治療までの保険診療総医療費が 5,000 円以上（医療機関への支払額が保険診療扱いで 1,500 円以上）のものに限る。詳細は給付規定に定めてある。

3 受給手続き

負傷等をしたときは、すぐに関係の先生に申し出る。手続きは保健室で行うので、速やかに申し出ること。

4 掛け金

一人年間 1,670 円

年度当初に全員一括加入する。

財団法人静岡県高等学校安全振興会

安全振興会は、学校管理下における死亡・障害・負傷・疾病などの重大な事故に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターと連携し給付を行っている。

加入に際しては、スポーツ振興センターの加入生徒を対象に、静岡県公立高等学校 PTA 連絡協議会の会員資格を有する単位 PTA 毎に、学校が会費を添え一括加入する。

1 適応範囲：授業中、部活動中、学校行事中、休憩時間中、登下校中

2 会 費：年額 1,520 円

3 給付内容：スポーツ振興センターの給付額に応じて基準が定められている。

傷病見舞金・・・スポーツ振興センターの給付額の合計（同一傷病）が5万円以上のものについて、その給付額の 20%

障害見舞金・・・スポーツ振興センターが給付する障害見舞金の 60%
（49.2 万円～2,262 万円、通学中はその半額）

死亡見舞金・・・スポーツ振興センターが給付する死亡見舞金の 60%
（1,680 万円、通学中はその半額）

歯科補てん特別見舞金・・・学校管理下の場合、一定条件のもとに欠損歯 1 本につき4万円
（2本まで）

香料・・・負傷若しくは疾病により、又はこれらに起因して児童生徒等が死亡した場合、一律
10 万円

4 手続き：該当する生徒について、養護教諭がその都度安全振興会へ請求する。

静岡県高等学校 PTA 連合会賠償責任補償制度

1 制度の概要

生徒並びに PTA の加害事故を保証する制度。安全振興会が保険契約者となり手続きを行うので、生徒・保護者が個々に手続きをする必要はない。

2 補償の内容

第三者に身体の障害又は財物の損害を与え、損害賠償責任を負担する必要がある場合。

3 問い合わせ先等

生徒又は保護者が直接連絡をすること。

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

静岡支店 054-251-2250

フリーダイヤル 0120-985-024 (あんしん 24 受付センター)